

“白バラ”は
明るい選挙の
シンボルです。



選挙季報

第75号

発行 新宿区選挙管理委員会・新宿区明るい選挙推進協議会 〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1 ☎5273-3740 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/index10.html>

平成25年度 地域啓発活動報告 5月～10月

平成25年5月から10月までの地域における啓発活動を報告いたします。各地域センターにおける「地域まつり」への参加に加え、毎年恒例の「ふれあいフェスタ」への出店を行い、たくさんの方々にご来場いただきました。

ふれあいフェスタ2013 in 戸山公園



お楽しみ抽選会

久しぶりの雨の中での開催

選挙に関するクイズ

6/15

落合第二地域センターまつり



5/11

五月まつり（大久保地域センター）



10/20

榎町地域センターまつり



9/29

若松ふれあいまつり



9/22

戸塚まつり

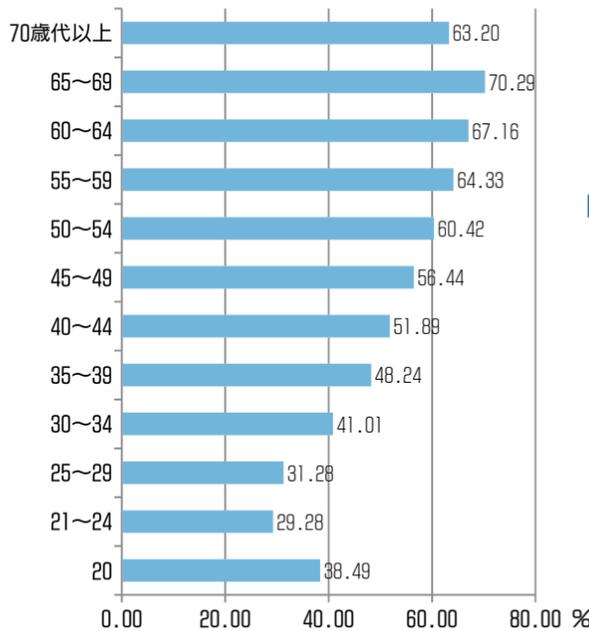


選挙を少しでも身近に感じてもらおうと、スタンプラリー、クイズ、ガラポン抽選会、啓発物の配布など、工夫を凝らしながら頑張っています。
10月以降も、まだまだ続きます。ぜひお立ち寄りください。



各地域まつりでの活動

平成25年参議院議員選挙年代別投票率



■平成25年6月23日執行
東京都議会議員選挙

性別	投票率 (%)
男	40.92%
女	43.53%
平均	42.23%

■平成25年7月21日執行
参議院議員選挙

性別	投票率 (%)
男	52.57%
女	53.07%
平均	52.82%

【比例代表選出】

性別	投票率 (%)
男	52.57%
女	53.07%
平均	52.82%

今年執行された東京都議会議員選挙、参議院議員選挙の投票率をお伝えします。

選挙の結果

選挙クイズ

答えは裏面にあります。それではスタート！

Q 次のうち、法律で禁止されていないものはどれでしょうか？（一つ選んでください）

- A 政治家が、有権者に対して、年賀状を出すこと。
- I 忘年会で、政治家が有権者に対してごちそうをする。
- U 有権者が、政治家個人に対して、政治献金を行うこと。

E 選挙後に、有権者が当選祝いとして政治家へお酒を差し入れること。

※ここでいう「有権者」とは、当該政治家の「選挙区内にある者」を指します。



選挙用語解説

**「ネット選挙」解禁って
いったいナニ?**

今回の参議院議員選挙で話題となった「ネット選挙」。しかし、報道機関等がこぞって使用したこのネーミングのおかげで、一部誤解も見受けられたようです。今回は、この「ネット選挙」をもう一度振り返ってみましょう。

パソコンで投票はできません！



ネット選挙解禁とは……

正しくは「インターネットを利用した選挙運動の解禁」のことです。

大きく分けて、次の2つが可能となりました。

1 「電子メール」の解禁

候補者・政党等に限り、受信に同意した相手方へ、選挙運動のための電子メールを送信できるようになりました。



2 「ウェブサイト等」の解禁

候補者・政党等はもちろん、一般有権者も、ウェブサイト等（HP、ブログ、ツイッター、フェイスブック、動画サイトなど）を利用した選挙運動が可能となりました。



※但し、未成年の選挙運動は禁止されます。

類似用語解説

● インターネット投票 (ネット投票)

その名の通り「インターネットを経由して投票できる」とされている制度。日本ではもちろんのこと、世界的にも現在採用できている国はほとんどありません。

● 電子投票

投票所に配備されたモニターに触れて候補者等を選ぶ「タッチパネル式」の投票方法。しかし、機器の成熟度やコスト面での課題も多く、一部の地方で導入されて以降、全国的な普及には至っていません。

これらは、今回の「ネット選挙解禁」とは全くの別物です。



「ネット選挙運動」の解禁、って言うてくれれば、もっとわかりやすかったのにね……

生徒会選挙における選挙物品の貸し出し

選挙管理委員会が実際に使用している投票箱などの選挙物品を、小中学校における生徒会選挙等で活用してもらっています。

将来の有権者への啓発に、少しでもお役に立てればとの思いを込めて……。以下4校のご紹介です。



9/11



牛込第三中学校

9/12



四谷中学校

9/19



西新宿中学校

9/20



落合中学校

未成年模擬投票 ～都立戸山高校の試み～

平成25年7月17日(水)、都立戸山高等学校にて模擬投票が行われました。これは、将来の有権者である生徒さんたちに、ぜひ選挙に関心を持ってほしいという公民科の先生の熱い思いによるもので、今回で4回目を迎えるそうです。当日は、実際の参議院議員選挙をモチーフに、本番さながらの投票が行われました。

政党ポスター

黒板には投票方法の説明

投票風景

投票順序を説明する貼り紙

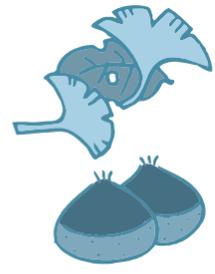
実際のマニフェストも用意

会場には、楽しみながら選挙を体験でき、政治意識が高まるよう、考え抜かれたアイデアがいっぱい！ 生徒の皆さん、この日の想いを大切に……20歳からはぜひ投票に来てくださいね。



編集後記

「新宿区明るい選挙推進委員会について」
 明るい選挙推進委員は、10の特別出張所を単位に委嘱されます。主な活動は、選挙管理委員会による「明るく公正な選挙」「選挙制度」などについて研修をするほか、選挙時には投票管理者・立会人を務め、この場合は特別職の非常勤公務員となります。
 また、啓発委員会、研修委員会、広報委員会の3つの専門部会での活動に加え、ふれあいフェスタ、地域まつりでの選挙啓発及び選挙告示後の街頭啓発なども実施します。
 広報委員会も元気な日本を推進する一助になれるようがんばっております。今後とも引き続き選挙季報をご覧くださいませようよろしくお願いします。



- 編集長 船木 充 榎町地区
- 副編集長 山崎 美代子 角筈地区
- 編集委員 原口 敬子 四谷地区
- 編集委員 神谷 順子 笹岡地区
- 編集委員 長谷 順子 笹岡地区
- 編集委員 片野 通子 落合第一地区
- 編集委員 竹内 徳久 保地区

寄附は NO!

有権者は求めない！
政治家は贈らない！

政治家が選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは、時期や理由を問わず法律で禁止されています。また、有権者が政治家に対し寄附を求めることも禁止されています。

スポーツ大会や運動会への飲食物の差し入れ	お中元・お歳暮	これらの行為は全て禁止です！	落成式・開店祝い の花輪	病気見舞い
葬式の花輪など	結婚祝い・香典	入学・卒業祝い	即会の集会や旅行等の催し物へのお祝いや飲食物の差し入れ	お祭りへの寄附や差し入れ

★表面【選挙クイズ】の答え★

ア 禁止：政治家は、選挙区内にある者に対し、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状を出すことは禁止されています（但し、受け取ったあいさつ状に対する答礼として、自筆で出すものは禁止されません。）。

イ 禁止：政治家が、選挙区内にある者に対しごちそうをすることは、禁止される寄附にあたり、罰則の対象となります。

ウ 禁止：政治家個人に対して、政治活動に関する金銭の寄附を行うことは、政治資金規正法で禁止されています（但し、選挙運動に関するものとして行う場合や、政党・政治団体に対して行う場合は禁止されません。）。

エ 可能：選挙後に選挙運動に関しないものとして行う限り、政治家への物品の供与は特段禁止されません。但し、これを選挙中に行うことは、公職選挙法上の「飲食物の提供の禁止」規定に抵触するため、できないことに注意が必要です。

答え **エ**